

<別紙募集要項>

令和4年度 手話通訳士募集要項

- 1【職種】 手話通訳士（会計年度任用職員）
- 2【業務内容】 庁内、庁外での手話通訳、聴覚障害者の生活相談等の業務
- 3【採用人数】 1人
- 4【任用期間】 採用日から令和5年3月31日まで
※ただし、勤務実績等により任用を更新することがあります。
- 5【給与】 月額 199,138円
※賞与（2.55月分）、通勤手当（上限55,000円）、各種保険制度あり。
※上記の額は、令和3年12月時点のものです。採用までに給与関係の条例、規則が改正され、上記の額と異なる場合は、その規定に拠ります。
- 6【勤務時間】 月～金 午前9時00分から午後5時00分 週4日（週29時間）
- 7【休日】 土・日・祝日、年末年始・年次有給休暇・夏期休暇あり
- 8【勤務地】 茨木市役所福祉部障害福祉課（市役所南館2階）
- 9【受験資格】 勤務地へ通勤可能で、次の各資格要件をすべて満たす者
 - (1)職歴
 - ①手話通訳士の資格を有する者
 - ②手話通訳に携わったことがある者
 - (2)次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。
 - ① 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 10【選考方法】 1次選考：書類審査及び面接
- 11【面接日】 応募者に別途通知
- 12【選考会場】 茨木市役所
- 13【申込期間】 令和5年3月31日（金）まで（応募状況によって、早期に終了する場合があります。）
《郵送または直接障害福祉課へ》当日消印有効
- 14【提出書類】 ①手話通訳士採用試験申込書

②手話通訳士登録証（写し）

※提出書類を郵送の際は、必ず簡易書留郵便等で送付してください。

15【提出先】 〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市福祉部障害福祉課 手話通訳士募集係

16【連絡先】 茨木市福祉部障害福祉課 意思疎通支援事業担当：沖田

TEL (072) 620-1636

17【備考】 ①選考結果は合否にかかわらず、郵便にて通知します。

②電話等による合否の問い合わせには応じられません。

③「手話通訳士採用試験申込書」は茨木市のホームページ
(<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>) よりダウンロード、
または茨木市役所南館2階、障害福祉課にて配布します。

④提出書類については返却しません。

⑤その他、疑問点は上記連絡先にお問い合わせください。